

議第 90 号 呉市海事歴史科学館条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉市海事歴史科学館のリニューアル等に伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 施設の追加

ア ミュージアムショップ棟

エントランスの混雑の解消や利便性の向上を目指して、屋外レンガパークに新たに「ミュージアムショップ棟」を設置します。

イ 多目的ホール

3階のシアターを改修し、新たに汎用性の高い「多目的ホール」を設置します。

(2) 利用料金の額の改定及び追加

次のとおり、観覧料及び施設使用料の限度額を改定するとともに、新たに整備する施設に係る施設使用料の限度額を追加します。

なお、指定管理者が呉市海事歴史科学館の管理を行う場合の観覧及び施設使用に係る利用料金の額は、条例で定める限度額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めます。

ア 観覧料

呉市海事歴史科学館では、平成17年の開館以来、現在の観覧料（500円）を維持してきましたが、この度のリニューアルに係る事業費や昨今の人件費や物価、光熱水費等の上昇による管理運営費の増大等を考慮するとともに、今後も来館者に対して、質の高い満足感の提供を約束して、常に最善の展示内容や展示環境を整え、施設の維持管理を高い水準に保ちながら、安定した管理運営や資料の保全・収集、研究等の実施を内外からの来訪者に保証するため、常設展示の観覧料の限度額を1,000円に、特別の展示の観覧料の限度額を2,500円に改定します。

なお、呉市内に住所を有する者は現在の観覧料で利用できることとし、高校生及び小・中学生の観覧料の額は変更しません。

イ 施設使用料

(7) 新たに設置する多目的ホールに係る施設使用料の限度額を追加します。

(4) 呉市海事歴史科学館の近隣駐車場の料金を踏まえ、駐車場に係る施設使用料の限度額を改定します。

3 常設展示の観覧料の試算

常設展示の観覧料については、原価算定方式をもとに、国内の他の博物館等の観覧料も参考にしながら、次の考え方を取り入れて試算しました。

(1) 試算方法

(維持管理経費＋人件費＋減価償却費－観覧料以外の収入) ÷ 年間利用者数

(2) 試算結果

リニューアル後の令和 8 年度から令和 1 2 年度までの 1 年間当たりの支出，利用者数等の見込みから，観覧料を算出しました。

なお，減価償却費には，リニューアル事業費が含まれています。

区分	試算用数値
①維持管理経費	9 1 7, 8 7 7, 0 0 0 円
②人件費	1 5 0, 0 0 4, 0 0 0 円
③減価償却費	4 4 7, 6 1 8, 0 0 0 円
④観覧料以外の収入	5 1 2, 5 5 1, 0 0 0 円
①＋②＋③－④	1, 0 0 2, 9 4 8, 0 0 0 円

- ・ 1 年間の支出額（見込み）

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} - \text{④} = 1, 0 0 2, 9 4 8, 0 0 0 \text{ 円}$$

- ・ 1 年間の利用者数（見込み）

1, 0 0 0, 0 0 0 人（ただし，割引を考慮すると収入は 9 割程度）

- ・ 観覧料（単価）

$$1, 0 0 2, 9 4 8, 0 0 0 \div 1, 0 0 0, 0 0 0 \div 0.9 \div 1, 1 1 0 \text{ 円}$$

4 施行期日

公布の日から起算して 7 月を超えない範囲内において規則で定める日（一部については，公布の日）